

第7次勤勞青少年福祉対策基本方針

平成12年12月

労働省

目 次

はじめに

第1 勤労青少年の職業生活の動向

- 1 勤労青少年を取り巻く環境の変化
- 2 勤労青少年の現状
 - (1) 青少年人口及び青少年労働力人口の大幅な減少
 - (2) 青少年をめぐる雇用情勢
 - (3) 就業構造の変化及び就業形態の多様化
 - (4) 青少年の意識の多様化等

第2 勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

- 1 勤労青少年福祉対策の基本的方向
 - (1) 勤労青少年福祉対策の基本的考え方
 - (2) 勤労青少年の意識変化等に対応した対策
 - (3) 勤労青少年の健全な育成を図るための対策
- 2 職業生活の充実
 - (1) 職業意識の啓発の推進
 - (2) 的確な職業選択のための支援
 - (3) 職業生活に必要な能力開発の推進
 - (4) 技能尊重気運の醸成
 - (5) 職場適応等についての相談・指導事業の実施
 - (6) 労働条件等の整備充実
- 3 自由時間における生活の充実
 - (1) 社会参加活動の促進
 - (2) 世代間交流の促進等
- 4 国際交流の促進
- 5 勤労青少年ホームの機能の充実
 - (1) 勤労青少年ホームに求められる機能
 - (2) 勤労青少年ホームの機能充実のための対策
 - (3) 勤労青少年ホームの活性化のための対策
- 6 勤労青少年指導体制の整備
- 7 勤労青少年福祉対策に関する広報啓発活動等の実施

はじめに

勤労青少年福祉対策基本方針は、昭和45年の勤労青少年福祉法の制定以来6次にわたり勤労青少年の福祉に関する施策の基本的方向を示し、これに基づき、国、地方公共団体、事業主等が連携して勤労青少年の福祉の増進のための施策を推進してきた。

しかしながら、同法の制定から30年が経過し、少子・高齢化、技術革新、国際化等の経済、社会情勢や雇用情勢が急激に変化するとともに、勤労青少年の高学歴化や就業意識の変化、多様化が進んでおり、勤労青少年福祉対策の推進に当たってはこうした状況変化に的確に対応していくことが求められている。

特に、今後我が国社会は少子・高齢化が急速に進展するところから、勤労青少年には、これまで以上に主体的、積極的に自己を確立し可能性を伸ばすこと、有為な社会人、職業人として成長しその責任を果たすことが強く期待されているところである。

本方針においては、勤労青少年の職業生活に関する動向や意識の変化について明らかにするとともに、経済社会の変化や勤労青少年に対する社会の期待を踏まえ、勤労青少年の働きがいのある職業生活の実現と勤労青少年の自律、健全な育成を目指すための対策として、勤労青少年の職業意識の啓発や職業能力の開発の推進等職業生活を充実させるための施策、社会参加活動や世代間交流、国際交流の促進等のほか、勤労青少年ホームの機能の充実、活性化等について基本的な施策を示し、地域の実情や自主性に配慮しながら、勤労青少年福祉対策の一層の推進を図ることとする。

なお、勤労青少年福祉対策において対象とする勤労青少年の年齢については、第6次勤労青少年福祉対策基本方針において、その上限をおおむね30歳未満としたところであるが、今次方針においてもこの考え方は同様とする。

おって、本方針の運営期間は、平成13年度から平成17年度までの5か年とする。

第1 勤労青少年の職業生活の動向

1 勤労青少年を取り巻く環境の変化

我が国の経済社会は、グローバル化、高度情報化及びサービス経済化が一層進展し、産業構造が急速に変化している。また、近年の厳しい経済状況の影響や企業の再編、事業の再構築により多くの離職者が出ており、先行きに対する不透明感、将来に対する不安感が強まっている。

雇用失業情勢について見ても、厳しい経済情勢の下、完全失業率は高水準、有効求人倍率は低く推移するなど厳しい状況が続いている。

このような厳しい経済環境、雇用環境において、企業による学卒者の採用抑制等の雇用調整により新規学卒者の就職内定率が落ち込んでいる。新規学卒者への求人が大幅に減少する中で、青少年の職業意識の多様化等の要因も加わり、いわゆるフリーター化や新規学卒者の無業化が進むという現象も生じている。

また、少子化、核家族化、情報通信技術の高度化、企業における雇用慣行の変化等により、家庭や地域、職場社会における人間関係の希薄化の進行も指摘されている。

平成11年3月に卒業した高校生の大学等進学率（短大等を含む。）は44.2%とここ10年で10%以上も上昇し高学歴化が一段と進展している。また、専修学校等への進学率も26.7%と高い割合を示している。

一方、今後の労働力人口の大幅な減少は我が国社会の活力維持に大きな影響を及ぼすものと懸念され、青少年の能力や活力を最大限いかす社会の実現が求められている。

また、経済社会のグローバル化、国際化に対応できる広い視野と国際感覚を持った人材、インターネットの急速な普及等に対応できる情報関連分野の高度な技術・技能を持った人材の育成が強く求められているところである。

2 勤労青少年の現状

(1) 青少年人口及び青少年労働力人口の大幅な減少

青少年人口（15～29歳）は、平成6年には2,752万人であったが、平成11年には2,651万人となり、6年後の平成17年（2005年）には2,253万人、平成22年（2010年）には1,996万人と現在の約4分の3に急激に減少していくことが見込まれている。

また、青少年労働力人口は、平成11年には1,606万人であったが、11年後の平成22年（2010年）には約400万人減少し、1,231万人まで減少することが見込まれている。

(2) 青少年をめぐる雇用情勢

15～29歳の青少年の完全失業率は平成11年平均で7.7%と他の年齢層に比べ高くなっている。また、新規学卒者の就職内定率は、高卒者は平成12年3月末で92.1%、大学卒業者は平成12年4月1日現在91.1%と年々低下傾向にあり、新規学卒者をめぐる雇用環境はこれまでにないほど厳しいものとなっている。

一方、高校、大学等新卒者のうち、進学者及び進学希望の予備校生を除いた学卒無業者比率は平成11年において高卒で3割を超え、大卒で約4分の1となっており、学歴計（高卒、高専卒、短大卒、大学卒及び大学院卒の計）の学卒無業者総数は約30万人を数える状況となっている。

また、近年進学や正規の就職をせず働いていなかったり、パートやアルバイトとして働くいわゆるフリーターが増加している。

なお、「仕事が自分に合わない。」等の理由による転職志向も強くなっており、自発的な離職者が増加している。学卒就職後3年目までに離職する者は、平成8年卒では高卒で約5割、短大卒で約4割、大卒では約3割となっている。

青少年のこうした行動の背景には雇用の需給関係だけではなく、青少年の職業に対する意識が希薄なことや意識の変化、また、企業と距離を置く意識、親等の経済的支えの存在など経済的豊かさ等も影響していると思われる。

(3) 就業構造の変化及び就業形態の多様化

青少年の産業別就業状況は、平成6年には、第一次産業0.7%、第二次産業30.9%、第三次産業67.7%であったが、平成11年は、第一次産業0.8%、第二次産業28.6%、第三次産業69.5%となっており、第三次産業に就業する者の割合が高まっている。第二次産業では製造業を中心に減少しており、若者のものづくり離れ、技能離れが指摘されている。

青少年の就業形態についてみると、青少年の意識の変化や企業側のアルバイト労働力活用志向もあり、アルバイトやパートで働く青少年が増加し、また、派遣労働者として働く青少年も増加している。実際に就業している派遣労働者のうち4割以上を15～29歳の青少年が占める状況となっている。

また近年、就職をめぐる雇用環境が厳しいことを基本的な背景にしつつ「やりたいことへのこだわり」、「自由」、「時間の融通がきく」、「休みが取りやすい」、「様々な体験ができる」等を理由として、フリーターとなることを選択する者が増加し、平成9年の推計では151万人を数えるに至っている。フリーターの約3分の2はいずれ定職に就きたいと思っているが、実際にはフリーターで働いていた期間に十分な職業能力の向上が図られなかった者も多く、

正規雇用への円滑な移行がうまくいかない者が見られる。

(4) 青少年の意識の多様化等

青少年は人生の目標が見つからないなどの不安・悩みが強いものの、自分をいかせる仕事に就くことが大切と考えるなど自己実現意欲が強い。初めての会社選びで重視するものは「仕事の内容・職種」とする割合が高まり、「会社の将来性」、「会社の規模・知名度」とする割合は低下している。一つの会社に定年まで働きたいとする割合は低下し、「状況次第で変わる」と考える者が増加している。また、仕事の悩みは職場以外の先輩や友人に相談するとするものが多くなるなど仕事の内容を重視する一方で、企業とは意識の上で一定の距離を置いている若者層の姿が浮かび上がる。

高校生の職業観、勤労観は未成熟と指摘されているが、高校生、卒業生の側には学校教育において、自分の職業に対する適性などの学習の充実を希望する意見が多い。

また、青少年の社会貢献の意識は低いといわれているが、「何か新しい体験をしたい」、「人のために役立ちたい」という理由で、ボランティア活動への参加を希望し、また、国際交流についても「視野を広める」、「外国語が上達したい」等の理由で活動をしたいという者も少なからず認められる。これらの活動をするに当たっての問題点として、「自由時間の不足」、「活動に必要な技術や知識が足りない」等の意見がある。

なお、勤労青少年の福祉の増進を図る施設である勤労青少年ホームの利用状況は近年低下しているが、勤労青少年ホームを利用する勤労青少年には、勤労青少年ホームにおける自主的活動への支援、職業選択や職業能力の向上に必要な情報提供、外国青年等との交流に対する期待が強い。

第2 勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉対策の基本的方向

(1) 勤労青少年福祉対策の基本的考え方

勤労青少年には、主体的、積極的に自己を確立し可能性を伸ばすとともに、社会の一員としての責任を果たすことが求められており、そのためには、勤労青少年が主体的、自律的に職業との関わりを持ち、一人一人がその柔軟な発想や企画力を生かせるよう支援していくことが必要である。

また、今後の経済状況の変化や少子・高齢化社会の一層の進展の中で、勤労青少年の能力や活力が最大限いかされることが社会全体にとって重要であり、

勤労青少年にとっても自らが働きがいのある職業生活を実現するための対策が講じられることが必要である。

今後の勤労青少年福祉行政の方向性については、地方公共団体の考え方やその実情等も踏まえつつ、第6次勤労青少年福祉対策基本方針の考え方をさらに進め、次代を担う有為な社会人、職業人の育成を目的とした職業意識の啓発や青少年個々の就業能力を高めるための支援をより重視していくことが必要である。

その際、特に若年者に対する労働力需給のミスマッチの解消を目指す雇用対策や労働者の個別のキャリア形成を重視・支援していく職業能力開発施策の方向性を踏まえ、青少年の職業意識の啓発や主体的に進路を選択するための能力及び社会や企業から評価される能力の育成のための支援を充実させていくことが必要である。また、技術・技能の継承や急激な情報通信技術の高度化に対応できる勤労青少年の育成を進めていくことも重要である。

なお、今後一層経済のグローバル化、国際化が進むことにより、国際的視野を持つ人材が必要とされることから、若い時期に広い視野と国際感覚を養成し国際化時代にふさわしい社会人、職業人を育成していくことも大きな課題である。

本方針においては、勤労青少年が働きがいのある職業生活を実現するとともに、勤労青少年の自律と健全な育成を目指す施策として、職業意識の啓発や職業能力の開発の推進等職業生活の充実のための対策、社会参加活動や世代間交流、国際交流についての対策、勤労青少年ホームの機能の充実等を重点とし、今後5年間の勤労青少年に関する対策の基本的方向性を定めるが、今後とも社会・経済情勢の変化や青少年の意識変化等を十分に見極めつつ必要に応じて適切な対応を検討していく必要がある。

(2) 勤労青少年の意識変化等に対応した対策

近年いわゆるフリーターが増加しているが、これら離転職を繰り返す、また無業を続ける若年者の増加は、単に失業率の押し上げ要因となるだけでなく若年層における技能形成、能力開発への支障となっていく。また、時間の経過とともに、この若年層がそのまま高い年齢層に移っていくことにより、マクロレベルでの労働生産性や活力の維持など経済や社会全体へ影響を与えることが考えられる。

フリーターの多くは、いずれ定職に就きたいと考えているが、フリーターでいた期間に十分な職業能力の向上が図られなかった等の理由により正規雇用へ

の移行がうまくいかない現状を踏まえ、安定した雇用を希望する者に対する支援対策を講じていくことが必要となっている。また、やむを得ずフリーターとなる者を減少させるため、若年者の雇用機会の確保や新規学卒者が初職選択に真剣に立ち向かい、安定した職業に就けるようにするための支援体制の整備、環境づくりの促進が重要である。

(3) 勤労青少年の健全な育成を図るための対策

勤労青少年が心身共に健全な社会人、職業人として成育していくためには、健康を保持増進していくための対策、ストレスや疲労の解消を図り心身のリフレッシュを図るための対策、職場や地域における人間関係の形成に資するための青少年間、世代間の交流、クラブ活動やレクリエーション活動を充実させる対策等も必要である。また、勤労青少年の健全な育成や自主的な活動を支援する勤労青少年団体の活動が重要であることから、引き続きその育成に努めていくことが必要である。

2 職業生活の充実

(1) 職業意識の啓発の推進

学校在学中に職業に対する適切な情報が得られないために、職業や技能の重要性についての理解が不足し、青少年に職業意識の希薄化や勤労観の低下が生じているとの指摘があるところから、職業安定機関においては学校等と連携し職業意識の啓発に取り組み、青少年が主体的、自律的に職業選択ができるよう支援するとともに、職業意識の希薄化等から生じる青少年の無業化、安易なフリーター化や離転職の防止を図っていくことが重要である。

そのため、在学時の早い段階から青少年に対する職業意識の啓発を進めることが必要であり、学校における職業教育の取組を促進するとともに、職業安定機関と学校の連携による職業意識の啓発を促進するために必要な職業に関する各種情報の提供、職業指導の充実、職業講座やセミナーの実施等青少年の職業意識を啓発するための取組を促進していく必要がある。

また、職業意識の啓発や勤労観の醸成を促進するためには、職業安定機関、学校、企業等が連携し、学校教育におけるインターンシップ制度の導入促進や職業体験を行うことができる機会等を拡大していくことが重要である。

なお、さまざまな職業に関する実体験や疑似体験及び職業情報を提供する職業総合情報拠点として、関西文化学術研究都市（精華・西木津地区）に設置が予定されている「勤労体験プラザ」（仮称）を活用し、青少年の職業意識の啓

発を進めていくことが必要である。

また、「勤労体験プラザ」（仮称）において整備される情報システムを活用した学校・家庭等における啓発活動も重要である。さらに、勤労青少年ホームにおいても同システムを活用した職業情報の提供について、検討を進めていく必要がある。

(2) 的確な職業選択のための支援

最近の経済情勢や雇用情勢が青少年に与える影響や若者の就業意識の変化を踏まえ、青少年が自律的に的確な職業選択を行い、学校生活から職業生活への移行を円滑に行うことができるようにするためには、初職選択の重要性についての啓発等学校における職業教育の充実、学校と職業安定機関との連携による職業選択に必要な的確な職業情報の提供、職業相談等を充実させることが必要である。また、新規高卒者の就職環境が厳しくなっていること等を踏まえ、今後の新規高卒者の就職支援の在り方について検討を行うことも必要である。

未就職卒業者に対しては、職業安定機関において一人一人の希望・適性を踏まえた求人開拓、採用関連情報の提供、職業講習の実施等により就職支援対策を講じていくことが必要である。

また、雇用需要と若年者の就業意識を踏まえた若年者の雇用機会の開発、求人の開拓を進めるとともに、雇用需要と青少年の意識の変化を背景とした需給のミスマッチを解消していくために、学校、行政、企業が一体となった青少年への職業情報の提供や初職選択への支援が必要である。

フリーター等不安定就労者や高等学校中途退学者に対しては職業安定機関で一人一人に対し適切な支援を行うほか、企業に対する採用の意欲を喚起するための支援や就職及び定着の促進のための企業に対する啓発指導に努めることが必要である。

また、「勤労体験プラザ」（仮称）や勤労青少年ホームにおいて、青少年の的確な職業選択のための情報提供、支援施策が行われることが必要である。

さらに、青少年の的確な職業選択のためには、家庭の果たす役割が重要であることの周知啓発に努める必要がある。

(3) 職業生活に必要な能力開発の推進

職業生活の長期化、急激な技術革新による環境変化に伴う職業能力の高度化等、雇用をめぐる環境変化の中で、キャリア形成の重要性や日常的に自己の職業能力の開発向上を行っていく必要性が一層高まっている。一方、近年、青少

年の間には離転職者が増加しているが、安易な離転職は本人のみならず社会にとっても技術・技能の蓄積面での損失が大きいと指摘されている。

そのため、勤労青少年に対しキャリア形成・自発的能力開発に対する支援等を行いつつ、適切な職業訓練や高等教育機関による社会人再教育の機会を提供する体制を構築するとともに、事業主等が行う勤労青少年のキャリア形成や自発的職業能力開発を促進するための措置や、職業訓練に対する支援を行うことが必要である。

また、特にキャリア探索期間中である者に対しては、今後のキャリア形成に関する助言・指導や、キャリア形成に向けての動機付けを行うための体験学習等を推進していくことが重要である。

勤労青少年ホームにおいても、青少年が職業能力の向上に積極的に取り組むための意識啓発を推進していくことが必要である。

(4) 技能尊重気運の醸成

熟練技能者の高齢化が進むとともに、若年者の技能離れが指摘される中で、我が国のものづくり基盤を維持発展させるとともに、技能尊重気運の醸成や技能者の地位の向上を図ることが必要である。

そのため、ものづくりの魅力を認識できるような体験学習機会や、熟練技能者等を活用した実技指導の場等の確保を図ることにより、ものづくりの重要性を伝える等の教育の場の充実が必要である。また、青年技能者による技能五輪全国大会の開催等技能尊重気運を醸成するための各種施策を推進していくことが必要である。併せて設立準備が進められている「ものづくり大学」に係る取組を支援し、ものづくり人材育成機能の積極的活用を図ることも重要である。

(5) 職場適応等についての相談・指導事業の実施

職業意識が不明確なまま就職し、短期間で離転職する若年者が多数に上っていることに対しては、企業における若年者の職場適応のためのきめ細かな取組が、特に重要である。職場において勤労青少年の職業生活全般に対する相談・指導を担当する勤労青少年福祉推進者の相談・指導能力の向上と適切な対応が求められる。

また、勤労青少年ホームで各種相談に応じる勤労青少年ホーム指導員の養成や相談対応能力の向上も重要である。また、勤労青少年ホームにおいて平成7年度から実施されている専門家による勤労青少年に対する相談指導事業（ハート・ナビゲーション事業）についても一層の拡充に努めることとする。

(6) 労働条件等の整備充実

勤労青少年は職業生活の経験と技能において不十分さがあることから、事業主においては、勤労青少年に対する安全と健康の確保等について特に配慮をすることが求められる。そのため、雇入れ時の安全衛生教育等の実施を始め勤労青少年に対する安全衛生対策の必要性について、事業主に対する啓発指導を行うことが必要である。

また、高校生等をアルバイトとして使用する事業主に対しては、年少者に対する深夜業の禁止等労働基準法等に定められた法定労働条件の適正な履行確保について啓発指導に努める必要がある。

なお、労働時間短縮の推進に努めるとともに、専修学校や定時制高校等で学びながら働く青少年や職業訓練施設等で職業訓練や資格取得に取り組んでいる青少年に対し、その職業訓練、教育を受けるための時間の確保について、事業主等への啓発指導に努めるものとする。

3 自由時間における生活の充実

(1) 社会参加活動の促進

勤労青少年が社会人としての責任を果たしていくためには、自由時間等を活用して地域社会の活動にも積極的に参加し、社会の一員としての自覚を深めていくことが重要である。

そのためには、ボランティア活動等の社会参加活動に関する情報の収集に努め、これを勤労青少年に提供していくとともに、相談活動の実施、ボランティア活動のコーディネーターや指導者の育成、勤労青少年ホームにおける講座等の機会の活用によりボランティア活動を促進していくことも重要である。

また、地域における企業、事業主団体等に対する啓発と協力、勤労青少年ホームと地域との交流の促進等により社会参加活動のための環境整備を進めていくことが必要である。なお、企業による従業員のボランティア活動を支援する体制の整備も必要である。

(2) 世代間交流の促進等

勤労青少年が心身共に健全な社会人、職業人として成育していくためには、自律的に同世代や世代間、地域間の交流等を図り、人間関係の形成を促進することが必要である。

また、自由時間等において、趣味やスポーツ等を通じて仕事から生じる疲労やストレスの解消を図り、心身をリフレッシュしていくことが重要である。

そのためには、ボランティア活動等を通じて地域間、世代間の交流促進を図るとともに、全国勤労者ふるさと交流会や各種のスポーツ大会への参加、勤労青少年ホームにおけるレクリエーション活動やクラブ活動の促進により、勤労青少年の世代間交流やリフレッシュを図っていく必要がある。

4 国際交流の促進

経済のグローバル化、国際化の進展により今後一層国際的な感覚を持った人材が必要とされることから、勤労青少年の国際感覚を養うとともに、広い視野を持った社会人、職業人を育成していくことが重要である。

そのため、青少年の国際的相互理解を深め、国際感覚と自主性を培うワーキング・ホリデー制度の利用者に対する支援体制の充実を図り同制度の活用を促進するとともに、勤労青少年ホーム等において我が国の勤労青少年と来日した青年との国際交流を一層促進することが重要である。また、帰国したワーキング・ホリデー制度利用者の再就職が円滑に行われるような環境の整備、勤労青少年の現職参加を容易にするための長期休暇制度の普及促進を図るとともに、各種の国際交流事業に勤労青少年の参加が促進されるよう、これらの制度についての広報・啓発に努めるものとする。

5 勤労青少年ホームの機能の充実

(1) 勤労青少年ホームに求められる機能

勤労青少年ホームは、地方公共団体により全国 521か所に設置（平成11年度末現在）され、勤労青少年の福祉に関する事業が総合的に実施されている。

勤労青少年ホームの最近の利用状況についてみると、全体として利用者数の減少が続いており、中でも若年層の減少が大きい。こうした現状について勤労青少年ホームの活用促進の観点からの分析が必要となっている。

勤労青少年ホームの機能については、第6次勤労青少年福祉対策基本方針において、社会・経済情勢の変化、青少年の高学歴化、勤労青少年の意識の多様化等により今後期待される機能として、①情報受発信基地としての機能、②社会人、職業人、国際人としての知識体得の場としての機能、ボランティア活動の拠点としての機能、③地域に根ざした活動の場としての機能、④相談機能、の4つについて示したところである。

これを受けてこれまでの間、各地の勤労青少年ホームにおいては、より積極的に職業人としての育成を進める職業生活充実のための講座やボランティアに関する講座等を開催するとともに、職業生活等に対する専門家による相談・指

導体制の整備等が進められてきたところである。

今後においても、地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、勤労青少年ホームに求められる機能の充実について検討を行うとともに、国においても必要な助言・指導や支援を行い、勤労青少年ホームの利用促進に努める必要がある。

(2) 勤労青少年ホームの機能充実のための対策

勤労青少年ホームの情報受発信基地としての機能を高めるためには、インターネットの活用等により、関係機関の持つ各種情報を勤労青少年ホームに提供するシステム、各勤労青少年ホームにおいて取り組まれている好事例情報等を他のホームに提供する方法の検討等をさらに進めていく必要がある。

また、知識体得の場としての機能をより一段と充実するためには、勤労青少年のニーズや産業・社会のニーズを踏まえ、現在実施されている各種講座を一層充実させるとともに、職業能力の向上に向けた意識啓発やIT化対応のための講座等の実施に努めていくことが必要である。

さらに、勤労青少年ホームが、地域に根ざした活動の場、ボランティア活動の拠点となるために、勤労青少年ホームと地域社会、地域の企業、NPOとの交流促進、提携を一層進めていく必要がある。

また、勤労青少年ホームにおける相談機能を充実させるため、勤労青少年ホームの職員やカウンセラー等専門家による相談・指導体制の充実、相談能力の向上を図るとともに、勤労青少年ホーム利用者のOBやOG、定年退職後の企業人等のボランティアの協力を得た相談体制の整備に努めることも必要である。

また、インターネットを活用した相談機能の充実についても検討を行う必要がある。

(3) 勤労青少年ホームの活性化のための対策

勤労青少年ホームの活性化、利用の促進を図るためには、青少年の自主性を尊重した運営を一層促進するとともに、地域の実情に応じた勤労青少年ホームの広域的利用、総合福祉施設との併設、複合化の促進等により、利用しやすい施設となるような検討が引き続き必要である。

また、勤労青少年、国民一般に対し、勤労青少年ホームの事業内容についての広報を積極的に行うことが必要である。

6 勤労青少年指導体制の整備

勤労青少年福祉対策を効果的に進めていくためには、今後とも国、地方公共団体が十分な連携を保っていくことが必要であり、また、勤労青少年ホームの指導者、職場における勤労青少年福祉推進者等勤労青少年福祉関係者及び勤労青少年団体の積極的な活動が重要である。

そのため、勤労青少年福祉関係者に対しては、社会・経済情勢の変化や勤労青少年の意識の変化を踏まえた各種講習会や研修会を実施すること等により、勤労青少年の育成や指導の方法・相談対応能力の向上を図るとともに、国、地方公共団体及び勤労青少年福祉関係団体の連携、協力を一層進めていくこととする。

7 勤労青少年福祉対策に関する広報啓発活動等の実施

勤労青少年自身に社会人、職業人としての自覚を促すとともに、勤労青少年の自律的な選択を可能とする環境の整備が進められ、勤労青少年の福祉対策が一層推進されるよう勤労青少年福祉関係者をはじめ事業主、国民各層に対し、広報・啓発等を行うことが必要である。

そのため、「勤労青少年の日」（7月第三土曜日）を中心として、勤労青少年、勤労青少年福祉関係者、事業主、国民各層に対する広報・啓発を行うとともに、勤労青少年の福祉の向上に資する行事等の実施、支援に努めるものとする。

また、引き続き勤労青少年の意識等を的確に把握するために、関係資料の収集、実態調査等を実施するほか、勤労青少年の福祉の向上と健全育成に関する諸問題について関係者が総合的に研究討議する「働く若者のためのシンポジウム」を開催することとする。